

令和8年度 滋賀の福祉の現場から生まれた造形の魅力発信業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 滋賀の福祉の現場から生まれた造形の魅力発信業務

2 業務目的

滋賀の福祉の現場から生まれた造形作品の魅力と、福祉施設での取組をより多くの人に発信し、作品展示施設へ訪れていただくための展示・紹介を行うと共に印刷物を作成する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

4 業務内容

（1）実物展示

①展示内容

- ・滋賀県内福祉施設等で制作された造形作品の実物展示（キャプションを含む。）
- ・福祉施設を紹介するパネル等展示
- ・来場者アンケート（回答フォーム）

紹介文等には英語を併記すること。

手順は以下のとおりとする。

- ・作品を展示する施設および作品を提供する県内の福祉施設や作家と調整し、展示計画を作成
- ・作品の集荷および展示施設での作品展示、パネル・来場者アンケート等の設置
- ・作品等の撤去と福祉施設や作家への返却

なお、具体的な業務の実施方法および本仕様書に記載のない事項については、県・受託者が協議の上、決定するものとする。

②展示施設

ア 滋賀県内宿泊施設およびスポーツ施設の9か所

- ・奥びわ湖 尾上温泉 旅館 紅鮎（滋賀県長浜市湖北町）
- ・奥琵琶湖マキノグランドパークホテル（滋賀県高島市マキノ町）
- ・休暇村近江八幡（滋賀県近江八幡市沖島町）
- ・グランドメルキュール琵琶湖リゾート&スパ（滋賀県長浜市大島町）
- ・里湯昔話 雄山荘（滋賀県大津市雄琴）
- ・塩野温泉（滋賀県甲賀市甲南町）
- ・びわ湖花街道（滋賀県大津市雄琴）
- ・滋賀ダイハツアリーナ（滋賀県大津市上田上中野町）
- ・旧八幡郵便局（滋賀県近江八幡市仲屋町）

イ その他1か所として、滋賀の福祉の現場から生まれた造形の魅力を効果的に発信できる施設（提案による）

詳細については別添の令和7年度の展示写真を参照のこと（写真内の展示什器は基本的に用意なし）。

また、福祉施設の紹介方法（パネル作成等）および来場者アンケートについては、展示施設と調整の上決定すること。

③展示作品数

1か所あたり6点程度とし、平面作品および立体作品をそれぞれ展示する。ただし、展示場所の状況などによってはこの限りでない。

④業務履行にあたっての条件および留意事項

ア 展示計画の検討

作品については、滋賀県内の福祉の現場から生まれた造形作品の魅力を強く伝えることができ、滋賀県内の作家および滋賀県内の福祉施設の作品を中心に、展示施設の環境にふさわしいものを選定し、展示空間のデザインについては、事業趣旨が伝わりやすく、作品がより映えるものとする。

イ 展示期間

展示は令和8年8月21日（金）までに開始し、令和9年2月21日（日）以降に撤収を開始し、令和9年2月28日（日）までに完了とする。

ウ 展示施設への展示計画の提示

展示施設に展示計画を提示し、内容について了承を得ること。

エ 展示作品の著作権および所有権を有する者との交渉

作品の展示について、著作権および所有権を有する者から書面で承諾を得ることとし、作品の借用について借用料を支払うこと。

また、実物展示の実績写真、作者および作品名について、県ホームページや広報誌等に掲載および第三者に公開することがあるため、書面で承諾を得るとともに、報道機関からの取材の可否についても書面で確認すること。

⑤展示計画の作成にあたっては、美術作品展示の経験のある者が行うこと。

⑥展示空間の設営

展示空間の設営については、展示施設の業務の妨げにならない時間に行うこと、安全面に十分配慮し、必ず造形作品の取り扱いを熟知する者が従事すること。

⑦作品の搬送等

展示作品の梱包、搬送、展示にあたっては作品が破損されないよう細心の注意を払うこととし、必ず造形作品の取り扱いを熟知する者が従事すること。

⑧保険への加入

作品の梱包、搬送、保管、展示期間において、取り扱う全ての作品を対象とした保険に加入することとし、万一作品が破損された場合は、受託事業者において補償にあたっての交渉、補償金の支払を行うこと。

(2) 広報・PRの実施

当事業の内容や趣旨を周知するため、リーフレットやポスター等の作成・配布等により、当事業について広報・PRを行うこと。

①リーフレット等の印刷物を作成する際は、事業名および事業概要、造形作品の制作現場や作品に出会えるスポットを紹介するものとし、必ず以下の事項を記載すること。

(施設の紹介は、英語を併記するとともに二次元コードを添付すること。)

- ・ 作品を提供する福祉施設の紹介
- ・ 作品を展示する施設の紹介
- ・ 滋賀県立美術館の紹介
- ・ ボーダレス・アートミュージアム NO-MA の紹介
- ・ 展示期間
- ・ 問い合わせ先
- ・ 事業を紹介する県ホームページの二次元コード

②印刷物の配布先、配布日の詳細については、県と協議のうえ決定することとする。

配布部数として 15,000 部程度の配布を想定している。

③作成した印刷物について、本事業の成果物として以下を令和 8 年 8 月 31 日（月）までに県へ提出すること。

- ・ リーフレット等の紙媒体 2 部
- ・ PDF データの提出
- ・ 配布の実施状況を記載した資料の提出

④印刷物の作成にあたって、掲載内容の著作権および所有権を有する者との交渉は事業者が行う。

作品の掲載等について、著作権および所有権を有する者から書面で承諾を得ること。

また、印刷物について、県ホームページや広報誌等に掲載することがあるため、書面で承諾を得るとともに、報道機関からの取材の可否についても書面で確認すること。

⑤展示施設でのパネル等の設置

8 月の展示開始に間に合うように、施設入り口等に置けるパネル等で周知すること。

5 業務完了後の提出物

業務完了後は、速やかに一連の業務の実施内容等をまとめた業務完了報告書および収支決算書を提出すること。

県は、必要に応じて実績写真を県ホームページ等に公表および第三者に公開することがある。

6 再委託

(1) 受託者は、受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

(2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断等を再委託することはできない。

(3) 受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、全ての責任を負う。

7 その他、業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (3) その他予算の範囲内で、当事業を県民に PR するための業務を提案できるものとする。
- (4) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。
受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (7) 本業務が、会計検査院等の検査対象となった場合、検査に協力すること。
- (8) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、県が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を交付しないまたは交付している委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。